

横須賀市 障害とくらしの支援協議会

第1回全体会 次第

日 時：令和7年3月3日（月）

14時00分から16時00分（予定）

会 場：横須賀市役所本館3号館 5階正庁

1 開 会

2 議 題

（1）会長選出

（2）障害とくらしの支援協議会 設置要綱について

（3）障害とくらしの支援協議会 運営ガイドラインについて

（4）各部会からの活動報告

（5）その他

3 閉 会

◆配付資料

【資料1】横須賀市 障害とくらしの支援協議会設置要綱（案）

【資料2】横須賀市 障害とくらしの支援協議会運営ガイドライン（案）

【資料3】課題解決のためのワーキンググループ設置について

【参考資料】障害福祉計画からの課題・取り組み一覧

資料 1

横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

現行	(案)
(総則) 第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「法」という。）第89条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (組織) 第 2 条 協議会は、全体会、実務者運営会議及び専門部会によって組織する。 2 協議会は、前条の目的を達成するために、以下の内容について取り組む。 (1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。 (2) 関係機関のネットワーク構築に関すること。 (3) 社会資源の情報収集・提供体制に関すること。	(総則) 第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (目的) 第 2 条 協議会は、関係機関等（法第 89 条の 3 の「関係機関等」をいう。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。 (協議事項) 第 3 条 協議会は、障害者等への支援体制の整備のために、以下に掲げる事項について協議する。 (1) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 (2) 障害者等への支援体制等に関する課題の抽出、把握及び共有 (3) 相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有 (4) 関係機関の連携強化 (5) 社会資源の開発・改善等、課題への対応に向けた協議や取組の

第5条 全体会は、会長が招集する。 2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 第6条 全体会は、実務者運営会議及び専門部会において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、第2条第2項の内容について協議する。また、以下の内容についても協議する。 (1) 協議会の年間活動方針に関すること。 (2) 協議会の組織に関すること。 (実務者運営会議) 第7条 実務者運営会議の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、会長が指名するものをもって組織する。 第8条 実務者運営会議に座長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。 2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、座長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。 第9条 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、第2条第2項の内容について協議し、その結果を全体会に報告する。また、以下の内容についても協議する。 (1) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。 (2) 専門部会で協議する課題の設定に関すること。 2 基幹相談支援センターのあり方について検討するため、「基幹相	2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 第8条 全体会は、実務者運営会議において協議された事項について報告を受け、第3条に規定する内容について協議を行うとともに、委員間での情報の共有を図る。 2 全体会の議事は、出席委員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。 (実務者運営会議) 第9条 実務者運営会議の委員は、関係機関等から会長が指名又は依頼した者をもって組織する。 第10条 実務者運営会議に座長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。 2 第5条第2項、第6条第2項及び第3項の規定は、実務者運営会議の委員任期、座長の職務及び実務者運営会議の運営について準用する。 第11条 実務者運営会議は、座長が招集する。 第12条 第3条に規定する内容について協議し、その結果を全体会に報告する。また、以下の内容についても協議する。 (1) 協議会の年間活動方針に関すること。 (2) 協議会の組織の設置及び調整に関すること。
---	---

談支援センター意見検討会」を置く。 3 特定の事項について集中的に協議を行うため、必要に応じて、「特別課題部会」を置く。 4 基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会の協議の結果については、実務者運営会議及び全体会に報告する。 (特別課題部会) 第10条 特別課題部会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、実務者運営会議の座長が指名するものをもって組織する。 第11条 特別課題部会に部会長を置き、特別課題部会の委員が互選する。 2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、特別課題部会の委員の任期、部会長の職務及び特別課題部会の会議について準用する。 3 特別課題部会は、第2条第2項の内容について協議し、それらの結果を実務者運営会議及び全体会に報告する。 (専門部会) 第12条 専門部会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、実務者運営会議の座長が指名するものをもって組織する。 第13条 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員が互選する。 2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、専門部会の委員の任期、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。 3 専門部会は、第2条第2項の内容について協議し、それらの結	(調整会議) 第13条 調整会議の委員は、関係機関等から実務者運営会議座長が指名又は依頼した者をもって組織する。 2 第5条第2項及び第11条の規定は、調整会議の委員任期と調整会議の運営について準用する。 第14条 第3条に規定する内容について、実務者運営会議で効率的な協議を行うために、協議の方向性や具体的な取り組み内容の見通しを立てるとともに、実務者運営会議で決定した事項について、必要に応じて細部の検討及び決定を行う。その結果については、実務者運営会議に報告する。 (部会) 第15条 部会は、設置の目的及び活動内容等を明らかにした上で、実務者運営会議が設置する。 第16条 部会の委員は、関係機関等から、実務者運営会議座長が指名又は公募等により依頼した者をもって組織する。 2 第5条第2項及び第11条の規定は、部会の委員任期について準用する。 第17条 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。 第18条 部会は、部会長が招集する。 第19条 第3条に規定する内容について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。
---	---

果を実務者運営会議及び全体会に報告する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議（基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会を含む）及び専門部会の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(ワーキンググループ)

第20条 ワーキンググループは、設置の目的、活動期間及び活動内容等を明らかにした上で、実務者運営会議が設置する。

第21条 ワーキンググループの委員は、関係機関等から、実務者運営会議座長が指名又は公募等により依頼した者をもって組織する。

第22条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループの委員が互選する。

第23条 ワーキンググループは、座長が招集する。

第24条 第3条に規定する内容について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(秘密等の保持)

第25条 協議会の委員及び出席者等は、法第89条の3第5項の規定に基づき、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員及び協議会の活動から退いた後も同様とする。

2 特に、個別事例に係る個人情報等については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(庶務)

第26条 協議会の庶務は、民生局福祉こども部障害福祉課において行う。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、民生局福祉こども部地域福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「横須賀市障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン」に記載し、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定（第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。）にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、「横須賀市障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン」に記載し、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定（第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。）にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン

1. 自立支援協議会とは

自立支援協議会は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第八十九条の三に位置付けられています。つまり、自立支援協議会は、障害者総合支援法の理念を果たすための手段のひとつとして位置づけられています。

「障害者総合支援法」第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、**関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。**

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

また、障害者総合支援法の理念を果たすために、市町村は「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」といいます。）」を定めています。市町村障害福祉計画を定めるにあたっては、自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。

「障害者総合支援法」第八十八条

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

2. 「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」とは

横須賀市では自立支援協議会を「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」という名称で開催しています。名称については、柔らかい表現とするため、ひらがなを使い、障害と地域での生活が連想しやすく、法改正による影響のないシンプルな表現として、「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」としました。（以下、協議会といいます。）

協議会の設置から時が経った今、改めて目的や機能について整理をしたいと思います。

（１）基本理念

障害者総合支援法 第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現**するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（２）目的

横須賀市にお住いのだれもが夢と希望をもつことのできるくらしを実現するために、様々な立場の人々が集まり、考え、実践していく場とします。特に障害のある人、その家族、その人たちを支援する支援者、そして地域社会の視点から横須賀市でのくらしの夢と希望を実現していくことを目指します。

（３）会議体としての独自性

障害者総合支援法に基づき、市の要綱により設置されている協議会は、障害者等への支援体制の整備に関する中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、横須賀市の課題について共有し、自らの課題として受け止め、解決に向かうために多様な支援を一体的かつ継続的に行うことが求められます。

実際にくらしにくいと感じている障害のある方を思い浮かべながら、施策立案を含め、様々な手段で支援体制について横須賀市（行政）と民間関係者が協働しながら課題解決に臨みます。

また、協議会の大きな役割の一つとして、「横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画を含む）」の策定にあたっては、単に「数値目標」の評価ではなく、計画の啓発活動・提供体制の確保・進捗状況のモニタリング等、地域に根差した計画策定に寄与していきます。

3. 「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」の行動指針

（１）はじめりは必ず個別支援から

くらしにくさの中には、ミクロなものからマクロなものまで様々な課題が含まれており、協議会の理念・目的である「横須賀市でのくらしの夢と希望の実現」のためには、皆さんが日々行っている「個別支援」と並行し、利用しやすい社会資源開発やネットワーク構築等の「地域づくり」を行う必要があります（コミュニティソーシャルワーク）。

「地域づくり」にあたっては、「誰の・何のためにそれをするのか」という目的や課題意識が関係者間でブレることなく共有される必要があります。「～な事例があったから、〇〇〇が“地域課題”だ」というように、個別支援の事例が”地域課題“のエビデンスになります。これにより、課題解決の取り組みの中で方向性に迷いが生じた時も、個別事例に立ち返ることで、本来の目的に沿って軌道修正することができます。

（２）できることからみんなで取り組む

「地域づくり」にあたっては、課題抽出だけでなく、「障害のある人を支える横須賀市をつくるために、社会資源等（支援に活用される制度・連携・情報・集団）へどのようにアプローチすればよいか」という視点で、現状の改善を目指していきます。その際、「個別支援」と「地域づくり」が別々になることがないように、障害のある人を主体とした「地域づくり」であることに留意します。

中には、解決に多大な時間や労力が必要な課題もあると思います。すぐに解決できなくても、スモールステップで取り組むことで、気がつかないうちに前進していることがあるはずです。

行政、民間事業者、当事者等の関係者が、地域課題の解決に向けてそれぞれができる役割を担い、協働しながら取り組みを進めるとともに、協議会のネットワークを活用し、それぞれが日々の支援の協力者を増やします。

図表：行動指針を意識した運営プロセスのイメージ

-
- ④課題解決のための取り組み（協働）
 - ③進捗管理と関係機関等への橋渡し（焦点を定める）
 - ②地域課題アセスメント（課題の分析）
 - ①情報集約
（個から地域へ普遍化）

4. 協議会の構成と各組織に求められること

名称	目的	主な内容	構成員
全体会	関係機関等と地域課題の共有及び相互の連携強化等を図る	・地域課題の共有、協議 ・委員間での情報共有	当事者、福祉サービス事業者、支援団体連絡会、教育関係機関、療育関係機関、地域福祉関係者、就労関係機関、医療関係機関、警察、行政関係機関等
実務者運営会議	協議会の円滑な運営を図る	・地域課題に対する活動方針の決定 ・組織設置及び調整 ・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要な応じた助言 ・市の協議依頼事項に関する協議、報告及び提言	市内社会福祉法人、障害者相談サポートセンター等
調整会議	協議会の円滑な運営を図る	・実務者運営会議で効率的な協議を行うための交通整理 ・実務者運営会議で決定した事項について、必要に応じて細部の検討及び決定	実務者運営会議座長、情報集約を行う部会の部会長、事務局等
部会及びワーキンググループ（情報集約）	地域課題の抽出	・個別ニーズの普遍化	関係機関等
部会及びワーキンググループ（課題解決）	地域課題の解決に向けた協議	・課題に応じた取組	関係機関等

（１）全体会

地域課題の共有を行うとともに、関係機関等の連携を図る場とします。実務者運営会議等で協議された地域課題について協議を行うことはもちろん、関係機関等の取り組みや課題についても情報共有を行います。

（２）実務者運営会議

協議会の円滑な運営のために、地域課題に対する協議会の活動方針を定め、組織の設置の判断を行います。設置した組織については、組織設置の目的に応じて調整を図ります。

横須賀市の策定する市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況の把握並びに必要な応じた助言を行い、地域に根差した計画策定に寄与していきます。

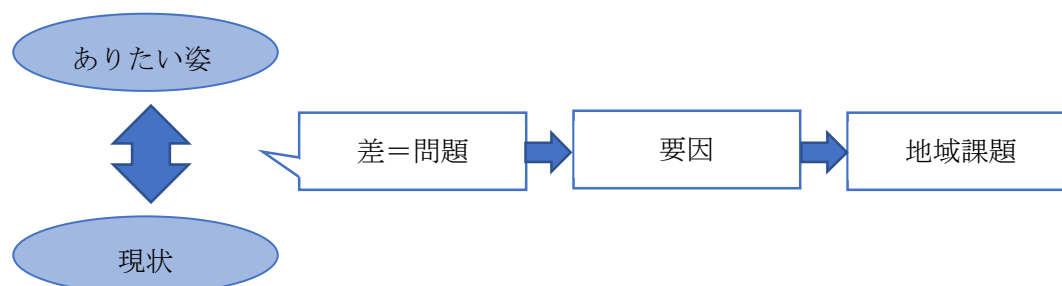
また、横須賀市の協議依頼事項に関する協議を行い、相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有を行います。

（３）調整会議

協議会の円滑な運営のために、部会及びワーキンググループで抽出された地域課題を明確化（解決のためのアイデア出し）するとともに、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画に記載の課題を統合し、取り組みの優先順位について協議します。協議会の活動方針と組織設置（案）について検討し、実務者運営会議に提案を行います。

必要に応じて、実務者運営会議で決定した事項の細部について検討・決定を行います。

図表：地域課題の明確化のイメージ



（４）部会及びワーキンググループ（情報集約）

地域課題の抽出のために、個別ニーズを普遍化し、地域課題として捉えます。個別事例一つひとつが地域課題のエビデンスです。

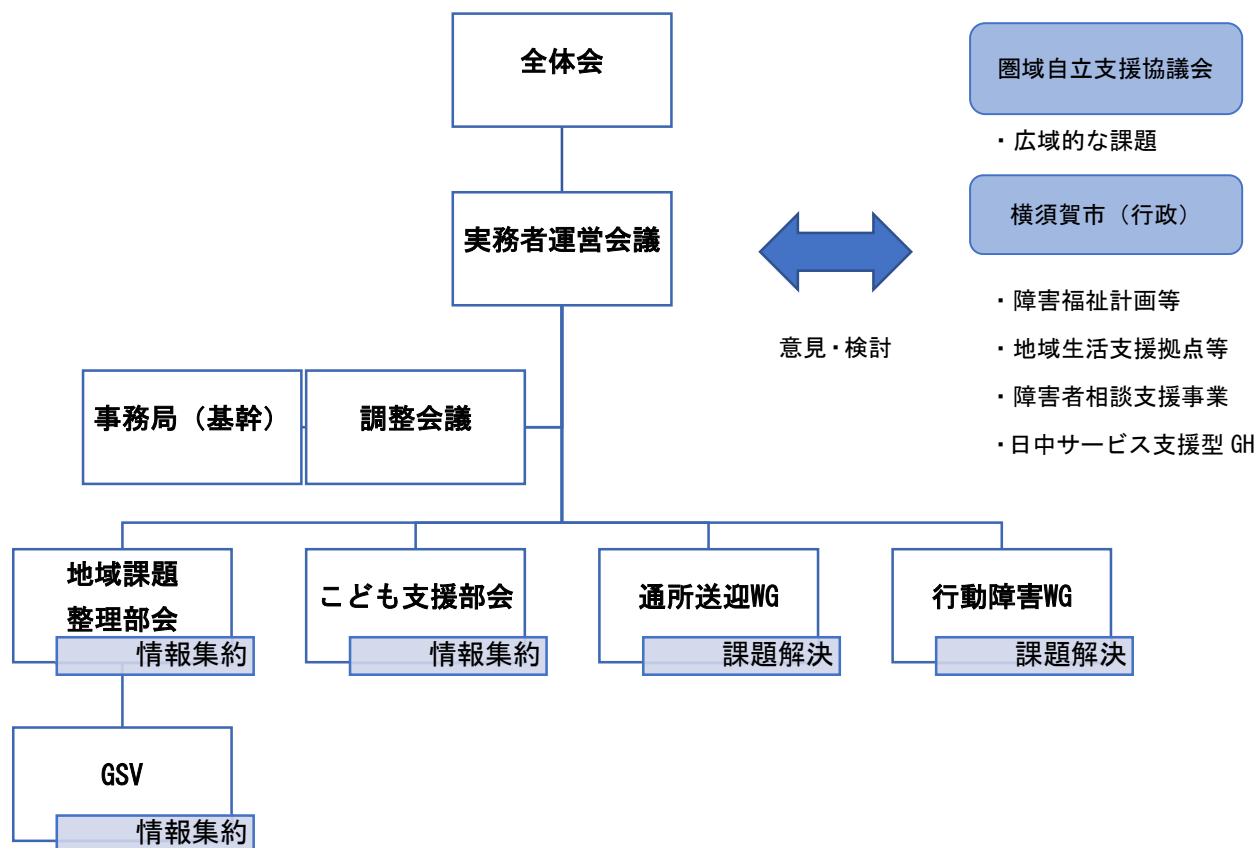
※部会は３年間の委員任期で活動するのに対し、ワーキンググループは実務者運営会議が設定した限られた期間での活動となります。

（５）部会及びワーキンググループ（課題解決）

地域課題の解決のために、実務者運営会議の活動方針に基づき、様々な関係機関等が協働をします。

※部会は３年間の委員任期で活動するのに対し、ワーキンググループは実務者運営会議が設定した限られた期間での活動となります。

5. 令和6年度の協議会体制



地域課題シート

資料3

抽出された地域課題

行動に課題のある方に対して、特性に合った福祉サービスが提供されていない。

現状

- ・ サービス利用ができず、在宅の時間が長くなり、家族しか対応できない状態に陥りやすい。
- ・ 通所ができなくなった際に、本人に関する情報が不足し、支援の展開がしづらい。

総合的な支援方針

障害特性に合わせた支援が継続され、安定した生活を送ることができるように、支援者の質の向上を図る。

地域課題の要因分析	対応策（案）	担当
・ アセスメントに基づく標準的な支援(共通認識をもつ)を行うことが難しい。	・ 基幹相談支援センターのコンサルテーション事業の活用	基幹相談支援センター
・ 行動障害を理由に、サービスが利用しづらくなっている	・ 行動に課題のある方の特性や支援方法があることについて、支援者の理解促進のために研修を実施する	実務者運営会議でWG設置の検討
・ 行動上の課題を引き起こさないための予防的な支援がわからない	・ アセスメントに係る研修 ・ 実践を通じた人材育成（スーパーバイズ）	—

WG委員

- ・ 柳澤 氏（実務者運営会議委員・障害者支援施設）
- ・ 猪又 氏（実務者運営会議委員・相談支援事業所）
- ・ 海江田 氏（実務者運営会議委員・生活介護事業所）
- ・ 斗舩 氏（横三圏域発達障害者地域支援マネージャー）
- ・ 岸川氏（実務者運営会議委員・基幹相談支援センター）

障害者福祉計画の記載

主な障害福祉計画関連項目

- 14 居宅事業所における人材確保・養成
- 35 グループホームの支援員の質の向上
- 41 行動障害者が利用できる施設が少ない
- 50 行動障害のある人の受入れができる支援員の確保が困難
- 68 行動障害のある児童の受入れができる事業所が少ない

主な障害福祉計画における目標達成に向けた取り組み

見込量（１）訪問系サービスの見込量

ヘルパー同士の情報共有や資質向上のための定期的な集まりの場の設置の促進や研修等の機会の場の提供を検討

見込量（２）日中活動系サービスの見込量

強度行動障害支援者養成研修の受講を促進するための助成制度を検討

地域課題シート

抽出された地域課題

移動手段の確保が困難なため、通所や余暇等の外出が制限されている。

現状

- ・ 利用希望が朝夕に集中していて、移動支援事業所が見つからない。
- ・ 自力通学等の訓練を目的とした支援が不足している。

総合的な支援方針

制度の見直しや資源開拓等により、移動手段の確保をする。

地域課題の要因分析	対応策（案）	担当
・ 移動支援事業について、利用対象者、利用方法、報酬単価等の制度の見直しが必要	・ 障害福祉課の見直し（案）をもとに検討	障害福祉課
・ 通所事業所の送迎加算利用が広まらない	・ 送迎加算に係る実態調査と課題整理	実務者運営会議でWG設置の検討

WG委員

- ・ 海原 氏（実務者運営会議委員・生活介護事業所）
- ・ 近藤 氏（実務者運営会議委員・生活介護事業所）
- ・ 森下 氏（実務者運営会議委員・生活介護事業所）
- ・ 小田 氏（障害児通所支援事業所）

障害者福祉計画の記載

主な障害福祉計画関連項目

- 27 医療的ケア児の登下校時の送迎手段が限られている
- 43 生活介護事業者等への利用者の送迎の確保
- 65 障害児通所支援事業所への利用者の送迎の確保
- 77 移動支援の報酬単価の見直しが必要
- 84 通学支援の課題を解決する場がない

主な障害福祉計画における目標達成に向けた取り組み

見込量（２）日中活動系サービスの見込量

生活介護事業所等に対して、利用者を送迎できる運営体制としてもらうよう働きかける

見込量（５）

放デイ事業所等に対して、利用者を送迎できる運営体制としてもらうよう働きかける

自力通所が可能になる支援を行った事業所に対する支援の検討

見込量（９）移動支援事業および日中一時支援事業の見込量

移動支援事業について、制度の見直しに向けた検討を行う

障害福祉計画からの課題・取り組み一覧

							参考資料
No.	課題・目標	計画種別	サービス分類	取り組み	取り組み(細目)	具体的内容	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行が進んでいない	成果目標	居住系	対象者を受け入れるGHの設置促進に向けた整備費補助制度の見直し			
2		成果目標	居住系	対象者を受け入れるGHに対する助成制度の検討			
3		成果目標	相談支援	地域移行・地域定着支援の制度の周知と利用者の拡大			
4		成果目標	居住系	GHや相談支援の運営法人に対し自立生活援助事業所の設置を勧奨			
5	施設入所が必要な人がすぐ入所できない	成果目標	居住系	No.52に記載			
6	精神障害のある人の退院支援・地域生活支援体制の推進	成果目標	その他	入院している当事者や精神病床がある医療機関への関係制度の周知			
7		成果目標	その他	精神保健福祉連絡協議会の継続開催			
8		成果目標	相談支援	サポートセンターで精神病床からの地域移行支援の年間目標件数を設定			
9	一般就労に向けた企業実習の機会が十分でない	成果目標	その他	横須賀就労援助センター等の関係機関との連携強化			
10		成果目標	その他	企業向けの研修会や説明会の開催			
11		成果目標	その他	県労働局の「障害者職場実習推進事業」の活用			
12	職場定着支援のためのマンパワーが不足している	成果目標	その他	(再掲)横須賀就労援助センター等の関係機関との連携強化			
13	市内で障害のある人のニーズにマッチする雇用の場を探すことが難しい	成果目標	その他	農福連携の取り組みの拡充やテレワークの活用など、新たな雇用機会の創出のための研究			
14	居宅介護事業所等のヘルパーの高齢化等、人材確保が困難	成果目標	訪問系	ヘルパー同士の情報交換等のための定期的な集まりの場の促進			
15		成果目標	訪問系	研修等の機会の場の提供等の検討			
16	障害児のインクルージョンのさらなる推進	成果目標	こども	発達支援コーディネーター研修の継続			
17		成果目標	こども	教育委員会等の関係機関との連携による障害理解の促進			
18		成果目標	こども	サポートブックの活用やトライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉の連携強化			
19		成果目標	こども	サポートブックの電子化			
20		成果目標	こども	療育すこやかガイドブックへのサポートブックやトライアングルプロジェクトの内容の掲載			
21	ピアサポート活動について、障害福祉相談員に相談があまり寄せられていない	成果目標	こども	障害福祉相談員による相談会の実施			
22		成果目標	こども	発達障害等に関するピアカウンセラー養成研修等の実施			
23	重心や医療的ケア児を受け入れることのできる事業所が少ない	成果目標	こども	重心や医療的ケア児の人数やニーズの把握			
24		成果目標	こども	医療的ケア児等支援協議会の継続開催			
25	在宅の医療的ケア児のレスパイトケアの不足	成果目標	こども	在宅レスパイト事業等の実施			

障害福祉計画からの課題・取り組み一覧

No.	課題・目標	計画種別	サービス分類	取り組み	取り組み(細目)	具体的内容	参考資料
26	医療的ケア児が市内の保育園等に通うのが難しい	成果目標	こども				
27	医療的ケア児の登下校時の送迎手段が限られている	成果目標	こども	重心や医療的ケア児の移動支援施策の充実			
28	医療的ケア児の支援を行える看護師の確保が難しい	成果目標	こども	重心や医療的ケア児の支援者養成や看護師確保のための取り組みの検討			
29		成果目標	こども	事業所に対する喀痰吸引研修の受講促進のための助成制度の検討			
30	相談支援事業所や相談支援専門員の数が増えない	成果目標	相談支援	市内の障害福祉サービスを運営している法人に対する新規設置の勧奨			
31	相談支援専門員の質の向上が必要	成果目標	相談支援	主任相談支援専門員による支援や協議会の部会の活動を通じて、相談支援専門員同士の連携の強化とスキルアップを図る			
32	相談支援専門員の処遇等が十分でない	成果目標	相談支援	協働事業モデルの活用により、報酬額を引き上げ、相談員の処遇を上げる			
33	相談支援専門員の重要性の啓発が十分でない	成果目標	相談支援				
34	グループホームの支援員やヘルパーの人材確保が難しい	成果目標	居住系				
35	グループホームの支援員の質の向上が必要	成果目標	居住系	グループホームの支援員を対象にした、支援の質の向上のための研修の実施			
36		成果目標	居住系	障害福祉サービス事業所の職員を対象とした権利擁護や虐待防止のための研修の実施			
37	重訪、同行援護、行動援護(以下、重訪等)の事業所数が増えていない	見込量	訪問系	居宅介護事業所等に対し、これらの事業所の新たな設置を勧奨			
38	重訪等の研修を受けているヘルパーが増えていない	見込量	訪問系	研修受講を促進するための助成制度を検討			
39	重訪等の内容が十分に理解されていない	見込量	訪問系	利用者や家族などの支援者に対する周知啓発活動の実施を検討			
40	利用者の高齢化に伴う課題の整理と対応の方向性	その他	訪問系	障害福祉と介護保険の円滑な接続のため、共生型サービスの有用性を探る			
41	行動障害や医療的ケア者が利用できる施設が少ない	見込量	日中活動系	(再掲)事業所に対する強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講促進のための助成制度の検討			
42		見込量	日中活動系	地域生活サポート事業の実施により既に対象者を受け入れている事業所に対する助成の継続			
43	生活介護事業者等への利用者の送迎の確保	見込量	日中活動系	既存の事業所に対する送迎体制の勧奨	事業所等における送迎体制の現状調査	・送迎実施の有無 ・送迎なしの理由 ・送迎実施の事業所における課題	
44	緊急時の短期入所のコーディネート仕組みが不十分など、緊急時の短期入所利用が難しい	見込量	日中活動系	コーディネート機能の実現に向けた検討			

障害福祉計画からの課題・取り組み一覧

							参考資料
No.	課題・目標	計画種別	サービス分類	取り組み	取り組み(細目)	具体的内容	
45	医療的ケア児者の短期入所利用が難しい	見込量	日中活動系				
46	市内に宿泊型自立訓練事業所がない	見込量	日中活動系	施設入所事業所等への新規設置の勧奨			
47	18歳以降に重症心身障害者になった人の行き先がない	見込量	日中活動系	対象とならない人が障害者支援施設やグループホーム等で暮らせるよう支援体制や助成制度を検討			
48	重度の障害のある人の入居できるGHの設置が進んでいない	見込量	居住系	(再掲)対象者を受け入れるGHの設置促進に向けた整備費補助制度の見直し			
49		見込量	居住系	(再掲)対象者を受け入れるGHに対する助成制度の検討			
50	行動障害や医療的ケア者を受け入れることのできる支援員の確保が困難	見込量	居住系	(再掲)事業所に対する強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講促進のための助成制度の検討			
51	肢体不自由のある人の入居できるGHがほとんどない	見込量	居住系	(再掲)対象者を受け入れるGHの設置促進に向けた整備費補助制度の見直し			
52	(再掲)施設入所が必要な人がすぐ入所できない	見込量	居住系	地域移行を促進し、空いた定員枠に入所できる体制を構築			
53		見込量	相談支援	基幹相談支援センターやサポートセンターを中心に、地域移行支援や地域定着支援を強化			
54	自立生活援助事業所が少ない	見込量	居住系	(再掲)GHや相談支援の運営法人に対し自立生活援助事業所の設置を勧奨			
55	日中支援型のGHが少ない	見込量	居住系				
56	経過措置(GH職員以外のものによる居宅介護の利用)が終了した後の対応	見込量	居住系				
57	相談支援事業所や相談支援専門員の数が増えないため、計画作成数が伸び悩んでいる	見込量	相談支援	(再掲)協働事業モデルの活用により、報酬額を引き上げ、相談員の処遇を上げる			
58		見込量	相談支援	必要に応じて相談支援事業所の運営安定化のための取り組みを検討			
59		見込量	相談支援	ケースワーカーや相談支援専門員の業務効率化により一人当たりの計画作成数を増やす			
60		見込量	相談支援	(再掲)主任相談支援専門員による支援や協議会の部会の活動を通じて、相談支援専門員同士の連携の強化			
61	障害児相談支援が療育相談センターに集中してしまっている	見込量	相談支援	療育相談センター以外の相談支援事業所が障害児の計画を作成しやすくなるような取り組みの検討			
62	高校卒業時に新たに計画を作成する相談支援事業所が見つからず、セルフプランになってしまう	見込量	相談支援	(再掲)			
63	実施できる相談支援事業所が限られているため、地域移行支援や地域定着支援の実績が少ない	見込量	相談支援	サポートセンターで地域移行支援や地域定着支援の年間目標件数を設定			

障害福祉計画からの課題・取り組み一覧

							参考資料
No.	課題・目標	計画種別	サービス分類	取り組み	取り組み(細目)	具体的内容	
64	放課後等デイサービスのサービス水準の確保	見込量	こども	協議会や障害児通所連絡会の活動を通じて連携強化や支援の質の向上の取り組みの実施			
65	障害児通所支援事業所への利用者の送迎の確保	見込量	こども	(再掲)既存の事業所に対する送迎体制の勧奨			
66		見込量	こども	自力通所のための訓練を実施した場合の支援制度の検討			
67	(再掲)重心や医療的ケア児を受け入れることのできる事業所が少ない	見込量	こども	(再掲)事業所に対する喀痰吸引研修の受講促進のための助成制度の検討			
68	行動障害のある児童などを受け入れることのできる事業所が少ない	見込量	こども	(再掲)事業所に対する強度行動障害支援者養成研修の受講促進のための助成制度の検討			
69	放課後等デイサービスが使えるにも関わらず、発達障害が要因で不登校・引きこもりになっている児童がいる	見込量	こども	放課後等デイサービスが受け入れ先の選択肢となることを関係者に周知			
70	福祉型障害児入所施設の入所定員に限りがあり、児童養護施設で軽度の知的障害児を受け入れている現状がある	見込量	こども				
71	サポートセンターが計画作成業務に時間を取られ、本来業務である総合的専門的な相談業務に十分な時間を割くことが難しい	見込量	相談支援	サポートセンターの職員配置等の運営体制の見直し			
72		見込量	相談支援	サポートセンターのフォローにより相談支援事業所の計画作成数を増やすことの検討			
73		見込量	相談支援	(再掲)協働事業モデルの活用により、報酬額を引き上げ、相談員の処遇を上げる			
74	成年後見制度利用の普及	見込量	その他	保護者や事業所職員向けに研修会や説明会の実施			
75		見込量	その他	よこすか成年後見センターや保健所保健予防課との連携			
76	成年後見制度の法人後見の環境が整っていない	見込量	その他	法人後見事業が実施されていない現状の分析と利用環境整備の方策の検討			
77	移動支援の報酬単価の見直しが必要	見込量	移動支援等	移動支援事業が成り立つような報酬単価の見直し	他の自治体の報酬単価の調査	・基本型のサービスコード ・加算型のサービスコード ・その他の加算	
78	新たに移動支援を利用することが難しい(送迎が朝夕に集中している、ヘルパー確保が難しい)	見込量	移動支援等	利用対象者、利用方法など、制度の見直しに向けた検討			
79	グループ送迎の利用が伸びていない	見込量	移動支援等	(再掲)利用対象者、利用方法など、制度の見直しに向けた検討			
80	自力通学の訓練を目的とした仕組みが整っていない	見込量	移動支援等	自力通学の訓練を目的とした新たなメニューの追加			
81	利用の目的、利用の仕方等に関する説明が不十分	見込量	移動支援等	わかりやすいガイドラインを作成する			

障害福祉計画からの課題・取り組み一覧

							参考資料
No.	課題・目標	計画種別	サービス分類	取り組み	取り組み(細目)	具体的内容	
82	移動支援事業の運用に関するルールが不明確	見込量	移動支援等	(再掲)わかりやすいガイドラインを作成する			
83	やむを得ない事情を除き、原則通学の送迎に利用できない	見込量	移動支援等	利用希望者と関係機関の話し合いの場の設置			
84	通学支援の課題を解決する場がない	見込量	移動支援等	(再掲)利用希望者と関係機関の話し合いの場の設置			
85	地域活動支援センター・地域作業所は柔軟な事業所運営ができる一方で、財政基盤が厳しい	見込量	その他	障害福祉サービスへの移行の可能性が高い事業所については、必要な移行のための支援を行う			
86		見込量	その他	障害福祉サービスへの移行が難しい事業所については、引き続き状況を把握しながら必要な支援を行う			
87		見込量	その他	「重層的支援体制整備事業」を踏まえ、役割や運営体制の見直しを検討する			